

九月二十日社則を改正して従來の黄金歩合制度を廢止し
固定給を支給することにしたのであつたが、收入狀頗思
はしからざる爲、更に十月二十一日に至り再び歩合制度
に復活し固定給を引下げ、三ヶ月未満二十圓、六ヶ月未
滿二十五圓、六ヶ月以上三十圓となし外に上高の一割支
給に改正することを發表したのである。

之れに對して一般従業員は歩合制度に依る時は各乗務員
間に乗客等ひ合ひの競争を激しくし従つて従業員間の利
害を害し且つ事故防止上悪影響ありとて即日右改正社則
の撤回を依頼したるところ會社側は之を拒絶したるに因
る。

一、争議の経過

1 要求書提出

會社側と交渉したる一部従業員は翌二十二日午後他の従

業員に交渉の願を報告し且つ會社側が難なく迄要求を
容れざる時は三十三日を期し總罷業の執行を申合せ、門
司市日之出町三丁目に空家を借受け事務所とし従業員の
糾合に努めた結果八十四名の参加を得たので二十三日午
前六時従業員代表四名は會社に至り両導路に會見し左記
要求書を提出したるところ直ちに一蹴されたので聲明書
を撤布(千枚)し遂に總業を執行すると共に團長、副團
長、會計各一名と交渉委員八名を選定し争議團の陣容を
整へたのであるが、會社側は未だ九月分の給料を支拂は
ざるが如き状態にして争議團家族はもとより、一般市民
間にも争議團側に同情を表する者あり、同市藤井タケシ
一連轉手六名は早速當日白米一俵漬物一俵其他物品を寄
贈したのであつた。

要求書